「生徒指導」の戦後史と課題

松浦 勉†

Postwar History of "Guidance" and its Several Kinds of Problems

Tsutomu MATSUURA[†]

ABSTRACT

The aim of this paper is to survey a history of "guidance" in the period after the Asian Pacific War and ,on the basis of its actual circumstances, to show several problems to be solved as soon as possible. Except in the Occupation piriod, conservative parties and local governments have intervened in both "interna" matters and "externa" matters, and guidance was no exception.

Particurally, the Ministry of Education, Science and Culture have hardly suggested, for example, that the size of a class should be reduced, and that the number of teachers should be increased. But even so, the ministers of education insist that children are "beings lacking in norm consciousness" and needs to be disciplined through education and law. Including educational administration concerning a cource of study, the recent trend of guidance raises the question of what it is.

Key Words: the Convention on the rights of the child, guidance, noncrricular guidance, gender equality **キーワード:**子どもの権利に関する条約,生徒指導,生活指導,ジェンダー平等

1.はじめに

本稿は、《生活指導》と《生徒指導》の異同 と連関において、<戦後>日本の学校教育にお ける生徒指導の歴史を概観しながら、のぞまし い生徒指導ないし生活指導のあり方について、 日本社会と子どもたちの現状が提起する主要な 基本的な教育課題を提起したものである。この

平成23年1月6日受理

† 工学部電気電子システム学科・教授

論稿の基礎となっているのは、2004年4月以来3年 生を受講学生として担当してきた本学の教職科 目「生徒指導・進路指導」に関する15~16回の講 義である。その意味において、講義内容のエッ センスとなる。

2. 生徒指導とはなにか

ー時期、荒れとったじゃん。あの時もう自分に 戻れんかな……と思うっとたんよ。じゃけど、先生 とか、見捨てんかったけぇ、うれしかった。ありが とな! ……中学生というものは疲れる。友だちというも のは疲れる。友だちというものは難しいものです。 常に気を使わなければ関係がくずれてしまう。一緒 にいて楽しいときもあれば、つらくなる時もありま す……。

(広島県福山市の中学一年生の女子生徒の「生活ノート」より)

かつて藤田昌二は、生活指導を次のように定義し たことがある。

子どもたちが現実の社会生活と学校生活のなかで 日々いとなんでいる行為・行動について、子どもた ち自身に自分たちの生活の現実を直視させたり、あ るいはそれをありのままに文字と文章で表現させる ことをとおして、それらの行為・行動を内面からさ さえている物の見方や考えかた、感じ方をふくめて、 その行為・行動を、より価値の高い、より「望まし い」方向にむけて支援・指導しいていく《人間形 成》のいとなみ、それが《生活指導》である、と

(平原春好・寺崎昌男編『新版教育小事典』)。子 どもの「社会的形成」とか「生活が陶冶する](ペ スタロッチ)といわれる場合の、地域や社会のもつ 圧倒的な人間形成力、すなわちその広範な無意図的 な教育力の存在と意味に注目した教育概念である。

今日、このような教育的意義と役割をもつ《生活 指導》は、《教科教育》による学習指導とならんで、 学校教育を成立させる基本的な教育機能をになって いる。その主要な舞台となっているのが、教科外教 育の領域である。しかし、後述するように、《生活 指導》概念は、それが文部(科学)省によって≪生 徒指導≫と呼称され、使用される場合、さらには教 育実践の実態において、単なる子どもの「取り締ま り」を意味する場合をふくめて、依然として多義的 な概念となっている、と藤田は指摘していた。それ が 21 世紀初頭のいまの日本の学校教育と研究の現 状でもある。

もともとこの《生活指導》概念は、統治機構とし ての国家に対する子ども・親の義務と親に対する子 どもの義務を内実とする≪強制義務教育≫段階の、 6年制小学校への就学が依然として国民的な課題と なっていた戦前日本の1920年代以降、小学校教員 たちとその自主的な教育運動団体が中心となってと りくんだ生活綴り方運動のなかで創造された、目的 意識的な教育のいとなみである。

こうした教員集団ないし自主的な教育運動に発端 と思想的源泉をもつ「戦後」日本の民間教育運動団 体・全国生活指導研究協議会(以下、「全生研」と 略す)は、《生活指導》について次のような概念規 定をおこなった。

生活指導とは、子どもたちが、自分たちの必要 と要求にもとづいて、生活と学習の民主的な共同 化に取り組むなかで、[自分たちの]人格的自立を 追求し、社会の民主的な形成者としての自覚と力 量を獲得していくようにはげましていく教育活動 である。

(全生研常任委員会編『新版 学級集団づくり入門 (小学校編)』(明治図書、1990年)

子どもの自由と権利に関する国際教育法である 「子どもの権利に関する条約」(1989年国連総 会採択、94年日本政府批准)とのかかわりでいえ ば、子どもたちの固有の権利となる、学校の教育 活動や管理運営、教育行政などへの《参加》と自 治を不可欠の要件とする、この全生研による《生 活指導》の定式化は、その表現の生硬さと抽象性 を別にしても、日本における生活指導概念の今日 的な到達水準をしめしているといえよう。子ども たちが自主・独立の人格主体として、将来的に生 活と労働において自主的に社会参加するために必 須となる主体的力量形成をうながし、支援する教 育のいとなみ、それが生活指導であるといえよう。

3. ≪生徒指導≫として導入されたガイダ ンスと生活指導

もともと《生活指導》は、アメリカに起源をもつ guidance から訳出・導入された「生徒指導」よりも 広い教育活動領域をもち、学校活動においては、学 級活動やホーム・ルーム活動、個別の生活行動の指 導、学校行事やクラブ活動、「児童会」・「生徒 会」活動の指導などの総称となる包括的な概念とな っている。したがって、≪生徒指導≫よりも、これ らの特別活動の領域をも含む《生活指導》のほうが、 教育概念としては、より適切な用語と考えることが できよう。

ところが、1958(「昭和 33」)年の、それまで 敗戦後の占領期以来、教育課程編成の<試案>とさ れていた「学習指導要領」(以下、「要領」)の大 改訂により、≪生徒指導≫は、文部省が公式に教育 行政用語に採用するところとなった。ほんらい文部

(科学)大臣の「告示」に過ぎない「学習指導要 領」の「法的拘束力」を一方的に宣言し、「教科教 育」と「特別活動」に加えて、小学校と中学校にお ける教科外の新たな<領域>として、文部省は、

「道徳の時間」、いわゆる特設道徳を導入した。

文部省は 1955 年の<保守合同>により成立した、 政権政党である「自由民主党」の<族議員>が「不当 に」教育を支配するその教育行政を厳しく批判する 教員・教育学者集団が主導する自主的な生活指導研 究と実践の存在を意識して、生徒指導を公認・導入 することにより、意図的に、《生活指導》との概念 的な区別をおこなった、といわれている。

これ以来、今日まで法令の上では、《生徒指導》 が《生活指導》とほとんど同様の意味をもつ概念・ 教育用語として使用されるにいたっている。しかし、 《生徒指導》というにしても、《生活指導》という にしても、その前提となっている人間像=人間観と 社会観=社会像、およびそれにささえられた教育理 念や子どものとらえ方(「子ども理解」ないし「生 徒理解」)などの特質とちがいなどに注意すること が必要である。

4. 《日本国憲法=1947 年教育基本法制》下の生徒指導の概念規定

ひとまずここでは、文部(科学)省が主導する体制的な≪生徒指導≫との概念的な区別を行なわずに、 《日本国憲法=1947 年教育基本法制(※)》の基本 理念と原則に即して、《生徒指導》を定式化すると すれば、次のようになろう。

※ ただし、2006年12月15日の参議院で1947年 教基法は改悪されているので(発効は同22日)、 「戦後60年」に限ってこのように法制度的な枠 組みを規定しておくことにする。

《生徒指導》とは、生活と労働における子どもた ちの将来的な社会参加にむけて、その学校生活にか かわる領域で、一人ひとりの自主・独立・共同の人 格主体としての自律的・民主的な人間形成をうなが すとともに、あるいはそのために社会的共同性への 覚醒―"一人はみんなのために、みんなはひとりの ために!" ―を結集軸とするその集団的な自治的能 力の成長と発達を育成・支援する教育的いとなみで ある。したがって、それぞれの学校の全教育活動の 年間計画を意味する教育課程のなかでは、《生活指 導》と同様の位置と役割をしめている。子どもたち が学校秩序への必要最低限の「適応」において、あ るいは学校での学習活動の終着点となる進路の選択 において、さらには子どもたちの不断の人間関係づ くりと学習活動などにおいて、発達課題として直面 するであろうさまざまな困難や苦悩を対象化し、そ れらの克服・解決を援助・指導することを固有の課 題とする。それにより、ひとり一人の子どもの自己 解放と自己実現、自己確認をうながすことが、《生 徒指導》の直接の教育目的となろう。

この点については、「学習指導要領」の<総則> や「特別活動」のなかで≪生徒指導≫の充実や他の 指導との関連について言及し、その機能を十分に生 かすことをもとめてきた文部(科学)省も、表面的 には同じスタンスをとってきたといってよいであろ う。

たとえば、子どもたちの進路指導のありかたについては、文部省「中学校学習指導要領」(1989年)も、子どもたちひとり一人が、自分のライフコースについて主体的に考え、自己決定し、選びとることができるように積極的に支援・指導することをもとめている。

……生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路 を選択する事ができるよう、学校の教育活動全体 を通じ、計画的、組織的な進路指導をおこなうこと……。

ただし、保守政治主導の労働力政策の劣化と文部 科学省の企業社会への適応訓練に偏向した就職指導 のもとで、高校新卒者の大多数が非正社員(契約社 員、派遣など)の処遇を甘受させられている 2010 年段階では、職に就けないことが高卒予定者の「自 己責任」だとする新自由主義的な指導が強められて きている状況もある。

5. 生徒指導の類型と方法

進路指導については、すでに上記において一部言 及したが、《生徒指導》がになう個別具体的な課題 に対応して、①「職業指導」・②「進路指導」・③ 「学習指導」・④「道徳(性)教育」などの区別が ある。

また、方法的には、(1)「集団指導」と(2)「個別 指導」(教育相談=カウンセリングを含む)との区 別がある。いずれの場合も、ひとり一人の子どもの 独立の《人格》の成長・発達と自治的能力の形成を 促進・支援することが《生徒指導》の眼目となる。 そのためには、《教職の専門性》のよりどころとし て、たとえば、「面接法」や「質問紙法」、「検査 法」、「作文法」などを積極的に用いた、豊かな子 ども理解がもとめられることになろう。

青年期に入るということは、自動的かつ一般的 に善への接近が始まることだと考えるのは、馬鹿 げてもいよう。道徳の教育は、これまで示してき たような(「社会的道徳ではなく個人道徳」「既 成の道徳ではなく理想の道徳」への)新しい可能 性を手にした一方で、新たな困難にも直面する。 ………自分自身の道徳が可能になる時は、本能や 欲望に押されて不道徳的行為もまた可能になる時 だということを、特に周囲に悪条件がある時はそ うだということを忘れないようにすべきである。 もしこの危険を過小評価しようとすれば、若者た ちの非行によって、そのことを思い知らされるは めになるだろう。 ドベス『教育の段階』(堀尾輝久・斎藤佐和訳、 岩波書店、1982年) pp.116~117

1950 年代中葉以降の学校教育は全体として、どのような子どもたちをつくりあげてきたのか?―吉岡忍の告発とメッセージ―

しかし、「戦後 60 年」の日本社会において、 《教科教育》とともに学校教育の二本柱となってき た≪生徒指導≫が全体として、どこまで望ましい成 果をあげてきたのかと問われれば、答えは否定的に ならざるを得ない。たとえば、<日本の教育 「自 ら動く人間」育てよう>と呼びかけた、ノンフィク ション作家の吉岡 忍は、次のように日本の教育総 体を厳しく告発している。

結局、日本の教育は「使われる人間」しか育て てこなかったのではないか。学校は、だれかに、 あるいは何かに使われるためのトレーニングの場 にすぎなかったこと。おとなしくか、要領よくか、 有能にか、ともあれわが身を、使われる人間とし てしか思い描けない日本人ばかりを育ててきたの ではなかったか。

使われる人間は、独りでばらばらに生きること しか知らないから、リストラや倒産、定年で辞め たとたん、友だちは散っていき、いっきに萎えて しまう。こうした人の群れが、これからの一年間、 この国の底に澱のように溜まっていくのだろう。

これは、「ハッピーマンデー法」の制定により最 後の「成人の日」となった 2005 年 1 月 15 日に掲載 された論説である。

吉岡 忍がいうところの、<私たち日本人>をい いように使う、あるいは使い棄てる主体となる「だ れ」と「何」の正体がなんであるのかを、具体的に イメージするなり、認識することができないようで は、〈教育の専門的職業人〉となることをとりあえ

吉岡 忍〔◆日本の教育「自ら動く人間」 育てよう〕(2005.1.15『朝日新聞』)

ず志望する受講学生も、結局のところこの「だれ」 かに、あるいは「何」かに「使われる人間」しか育 てられない本物の「ダメ教師」(元首相の安倍晋三 の常套句!)として、自らを同じ「使われる人間」 に貶しめてしまうことになろう[補注]。望ましい 本来の≪生徒指導≫が目ざすのは、吉岡忍がキーワ ードとして用いている用語を借りていえば、決して 「使われる人間」などではなく、「自ら動く人間」 のはずだからである。

「補注」これは直接的には後期開講の「教育の制 度」にかかわる問題であるが、1300余の日本の大 企業がつくる≪財界≫は、とくに 1990 年代中葉 以降、「人材」という労働力(雇用・就業形態) の多様化政策実施の要求をくりかえし提起し、そ の政策化を実験させてきた。1990年代中葉に日本 経営者団体連盟(旧「日経連」、のちに「経団 連□と合体)がしめしたような、①少数の「長期 蓄積能力活用型|、②「高度専門能力活用型」、 ③その他大勢の「雇用柔軟型」などという、労働 力の構成と類型化はその象徴的な表れである。こ うした経済界(総資本)の階級的な教育要求に即応 して、敗戦後の「戦後民主主義教育改革」により <一元化>された日本の単線型学校体系を、階 級・階層別に複線型の教育コースに改変しようと する体制政党とその保守政府による国家主導の新 自由主義的な現今の制度改変が強引にすすめられ てきたのである。

はたしてこうした教育改革は≪財界≫が要求し てきた多様な労働力の差別と選別の配分機能を緩 和・廃絶することになったのだろうか。答えは否 であることは明らかであろう。

「自己責任」という名のもとに≪能力主義≫と ≪競争主義≫が<自然>で自明のものとされたう えに、さらにそれが強化され、差別・選別機能は より露わとなり、<教育の階級性>は「可視的」 とさえなる。7人に1人の子どもが追い込まれて いるといわれる現代日本の≪貧困≫問題は、そ の象徴的事例となろう。

本文中の「何」と「誰」の正体を考えるヒントは、この「戦後 60 年」余の教育制度(学校体系と

教育内容および教員関連制度など)の改変のなか に明瞭にしめされているのである。

1970年代後半~80年代にかけての「使われる人間」づくりのための日本の教育は、<管理主義教育 >の代名詞になり下がってしまった≪生徒指導≫に 補完された<受験(教育)戦争体制>のもとで、子 どもたちの「非行」や校内暴力などだけでなく、文 部(科学)省を頂点とする教育行政の不法・不正行為、 およびその末端機関に位置づけられた各級学校によ る瑣末な<校則>制定と<体罰>の横行を含めた、 広範な「教育の荒廃」状況をうみだした。その渦中 から「学校教育是正的教育裁判」(兼子 仁)と呼 ばれる、子どもたちの学習への権利と人権侵害の事 実認定と救済をもとめる「校則」裁判や「体罰」裁 判、"いじめ"裁判などがひきおこされることにな った。

7.「グローバル化」時代の新たな生徒指導 の困難の累積

また、とくに 1990 年代後半になると、リニュー アルした保守政権のもとで、<経済のグローバル化 >とそれにともなう「軍事大国」路線と新自由主義 改革が推進されるなかで、いまでは「マスゴミ」と 揶揄・指弾されるまでになり下がっているマスコミ が捏造・喧伝した「17 歳の凶行」にはじまり、現 在までつづくさらに深刻な新たな問題状況がつくり だされた。

21世紀のいまの日本社会では、小泉純一郎内閣 以来保守政府主導の「構造改革」の名のもとで政策 的にすすめられた、子どもたちをとりまく、学校お よび家庭、地域、社会の教育=学習環境の全体的な 貧困化と劣悪化――首都圏の少数の<富裕層>と全 国的な圧倒的多数の<貧困層>への二極分解にとも なう「新たな階級社会」の成立!!――を背景にして、 子どもたちの基本的な生活習慣の未形成ないし欠如、 「学びからの逃走」、自治的能力の未発達、「いじ め」をはじめとする「問題行動」の拡大と深刻化な ど、その「発達疎外」現象が急速かつ広範にとめど なく進行している。これらに再び増加に転じた「不 登校」や中途退学などの忽にできない未決の教育問 題が加わる。

その意味において、このような子どもたちの深刻 化する酷薄な問題状況を前にして、教育の現実は、 <夢>と希望、期待をバネにしながら、政策的・制 度的に閉ざされた「狭き門」をくぐりぬけ、やっと のことで「教壇」にたつことができる新任教員にと ってはもとより、《同僚性》にささえられ、内外で の自主研修をつみ重ねることをとおして熟達をはか ってきた「ベテラン」教員にとっても、こうした現 実に直面するときは、酷薄でさえある。じっさい、 あらゆる世代の教員の早期退職が増加するなかで--一たとえば 2006 年度の東京都の早期退職教員の数 は、定年で退職した教員の数をうわまわった!----、 このような現実との深刻なミスマッチに悩み、早期 に退職する「若い」教員もふえている(採用が少な い分、割合的には相対的に高くなる)。精神的な疾 患などにより、休職と退職に追い込まれている教員 も5000人余の規模に増加している。

2005年4月には、教育学部を卒業したばかりの小 学校の新任教員が、着任1週間で、子どもたちの学 級指導とその父母との人間関係(パートナーシップ) づくりに苦悩し、いきづまり、「自殺」に追いこま れる事件も発生した。採用試験でトップレベルの成 績で合格しても、多様なコミュニケーション能力の 圧倒的な不足と、なによりも職場の切迫した余裕の なさとのミスマッチもかさなって、酷薄な教育現実 の前ではまったく無力であった。

残念ながら、いまの日本の多くの学校現場には、 新任の教員の自主的な力量形成をはげましてくれる 不文律としての《同僚性》はおろか、そのための時 間的な余裕も実際的な指導力さえ、なかば失われて しまっているのが実態であろう。一般の行政職の採 用とは異なり、全体として穴埋的にわずかに採用・ 雇用されているにすぎない「若い」教員は、日本の 《企業社会》と同様に「即戦力」として重宝がられ はしても、採用人員が圧倒的に限定されているうえ に、同僚教員たちとの連帯と共同の輪のなかでの成 長の機会とその直接的な協力・支援を十分に得られ ないまま、若年〈労働市民〉たち一般と同様に、使 い捨てられてしまっているのが実情だ、といったら 穿ちすぎであろか。

それどころか、政府・文部科学省主導の教育行政 の「不当な支配」の現実を追及するどころか、行政 の姑息で虚構の判断そのままに、学校をめぐる教育 問題の原因を、総じて個々の教員の力量不足と子ど もたちの「問題行動」に帰着させ、その「自己責 任」を追及することに血道をあげている日本のマス コミ主流は、受験産業に加担し、受験競争を煽動す るなど、自己の数々の「罪業」に対する社会的責任 に頬かむりをしたまま、旧態依然として「教育の荒 廃」などと一面的な報道をこととしている。教育を めぐるこうした問題状況のもとで、本質的な問題構 造は基本的になんら解決されないまま、教育におけ る「上からの」支配的な《生徒指導》は、新たな段 階にはいった。

1990 年代半ば以降にはじまる、《新自由主義》 と《新国家主義(ネオ・ナショナリズム)》という二 つの顔をもつ自由民主党による保守政治主導の「歴 史の逆流」現象(バックラッシュ)の進展に対応し て、広い意味での<体罰>や<校則>を武器とする 「上からの」生徒指導の常態化、自民族中心主義の 「心の教育」の実施、教育における≪セクシズム (※)》の強化、その必然的な結果としての、"い じめ"とそれによる「自殺」事件をはじめとする教 育における各種の「構造的暴力(※※)の横行をは じめとして、さまざまな新たな混乱と困難、問題点 を表面化させているのである。

2007 年 4 月 24 日に全国一斉実施され、その後毎 年行われている「全国学力・学習状況調査」という 学力テストさえ、子どもたちにとっては、構造的暴 力としての意味と効果をもつと考えられる。

- ※ セクシズムとは、1960年代以降のアメリカやイ ギリスの第2期女性解放運動のなかで獲得・提起 された性差別認識をあらわす概念である。「性差 別主義」あるいは「男性中心主義」と訳されてい る。
- ※※ これは、ノルウェーの平和学者が提起した概 念である。

2006 年度からの「体罰」をも再定義したうえで のアメリカ流の「ゼロ・トレランス」方式の生徒指 導への導入が、これをさらに深刻化・複雑化させ、 問題状況の改善・克服をはかるどころか、むしろそ れをさらに悪化させる要因となることが懸念される 事態も生じている。

8. 生徒指導と教科指導

ここでは、日本の教科指導と《生徒指導》にかか わる具体的な問題状況の一端についてのみ言及して おこう。

たとえば、「学級崩壊」などとのかかわりで、教 科指導のなかでも《生徒指導》が不可避なものとな っている。ところが、「私語」「忘れ物」などの生 徒指導の対象となるはずの子どもたちの「逸脱」行 為が、「懲戒」の対象とされ、教育評価の減点要素 として対象化されるという事態が日常的におこって いる(※)。しかし、教科指導と《生徒指導》は、そ の本質を区別しながら、同時に相互に関連づけるこ とが重要かつ基本なのであって、両者の安直な混同 は、子どもたちの学習権保障の観点から厳格にいま しめることがもとめられる。

※高校入試において、合格点に達している受験者 を、容姿などの「乱れ」を事由として入学を拒否 し、門前払いをする近年発生している事態も、同 様の問題性をはらんでいると考えられよう。

その意味では、高校の数学教育実践の重要な一環 として、子どもたちむけの通信「数学大嫌い」を出 しつづけた、1970~80年代の仲本正夫(東京大学工 学部出身/現・大東学園理事長)の数学教育へのと りくみは、《教科教育》と《生徒指導》との望まし い相補的な関係づくりと、それによる数学教育の成 果の向上を実現した画期的な実践事例の一つとなっ ているといってよい(仲本『新版 学力への挑戦』 かもがわ出版、2005年)。なお、この中本正夫の 数学教育実践については、教職科目「教育基礎論」 のテキストとして使用した堀尾輝久『教育入門』 (岩波新書)でもとりあげられている。

9. 生徒指導の意義と課題

国際連合を中心とする国際社会の教育動向と正反 対のベクトルをもつこのような日本の社会と学校教 育の動向を勘案するとき、≪生徒指導≫の意義と役 割は、二重の意味で重要なものとなっているといっ てよい。

一つには、国際社会では国連・子どもの権利委員 会を中心として、子どもたちの全面的なあるいは全 体的な発達のうえに獲得される人間的諸能力を表す 包括的なキー概念として「ライフ・スキル(life skill)」概念が提起され、加えて、経済協力開発 機構(OECD)が 15歳の子どもたちの諸能力の到達 度調査対象として、単なる知識の集積とは異なる各 種のリテラシーを位置づけているからである。

もう一つには、EU(欧州連合)を中心とする国際 社会とは対照的に、日本では吉岡忍が強調する「自 ら動く人間」どころか、おなじ《公権力》でも守備 範囲と裁量を異にしているはずの司法権力や警察権 力と教育行政が提携・融合することにより、ますま す「使われる人間」づくりを不可避なものとするく 負の人間形成>が進められるようになっている。加 えて、それに庇護されるかたちで、行政権力によっ て仕切られた≪能力主義≫と≪競争主義≫のもとで、 一面的に発達した操作的な能力でしかない「受験学 力」の獲得競争が新たに再組織されることになった からである。前述した「全国学力・学習状況調査」 の名において、体制政党の自由民主党と文部科学省 が強行・実施した全国学力テストの一斉実施は、そ の重要な里程標である。この全国「学テ」も、2009 年度の4月で3回目をむかえ、その矛盾と混乱を露 呈させている。

前述の<負の人間形成>とのかかわりでいえば、 もともと日本の≪生徒指導≫には、文部(科学)省 主導の生徒指導はもとより、自主的教育・研究運動 団体である全生研の生徒指導論においても、ジェン ダー平等の視座が欠落するか、もしくはそれが微弱 なものにとどまっていた。この点については、朴木 佳緒留(神戸大学)が指摘するとおりであろう。日常 的にとりくまれている生徒指導がかりにジェンダー 平等の視座を欠いているとすれば、子どもたちが gender と sex という二重の「性差」を越えて、同権= 平等の人間関係づくりに努力し、「社会の民主的な 形成者」にふさわしい「人格的自立」を成し遂げる ことは困難となろう。

加えて、セクシズムを本質的属性とする[ネオ・ ナショナリズム(「新国家主義」)の暴言・放言が 公式・非公式の別なく、インターネットをふくめた テレビや一般紙などのメディアをとおして日常的に 喧伝され、垂れ流されている。そして、それにもか かわらずそうした現状を許してしまう社会風土が日 本社会につくられている。安部晋三政権のもとで強 行された、2006年の「男女共同参画社会基本計 画」の「右からの」大幅改訂はその具体的なあらわ れである。また、東京都知事の石原慎太郎と同様に、 鳴り物入りで大阪府知事に就任した橋下徹が、「赤 字施設は不要」だなどとして、男女共同参画推進の 核として市民運動の拠点となってきた大阪府立女性 総合センターの廃止・売却を決定したのも、同じ社 会的文脈のなかで考えることができよう。

なお、全国学力テスト実施の推進論者でもある橋 下は、積極的にその成績の公表を自治体教育委員会 に迫り、府下の自治体間・学校間の排他的な競争を 組織化しようとし、あるいは3・11から2ヶ月後の 昨年5月に学校行事などにおける国歌=「君が代」 の斉唱時に教職員に起立を強制・強要する条例制定 を強行するような「小皇帝」でもある。

こうした新たな問題状況に向きあう生徒指導・進路指導には、とりわけジェンダー平等の視座がもとめられる。目に見えるかたちであらわれるセクシャル・ハラスメントを含めた各種の≪性暴力≫や「援助交際」、あるいはそれにともなう感染症などの子どもたちの心身を損なう諸問題への対応がもとめられている事情が広範に存在するためばかりではない。 それ以上の意味として、<性>や恋愛、友だち関係、将来の社会参加などについて悩みや不安、困難をかかえる多くの子どもたちが、チャイルドラインなどの民間の外部団体に寄せる匿名の相談内容は、その実際的な必要を例証しているからである。 なによりも、諸外国の子どもたちとの対比におい て、日本の子どもたちの大多数が「自分は孤独であ る」と感じており、また自己肯定感情を持てないで いることが、子どもたちの一様におかれている状況 のいちじるしい特徴となっていることは、しっかり 把握する必要があろう。教職を履修する学生には、 こう問いかけている。国連・子どもの権利委員会が 「子どもの発達障害をもたらしている」としてくり かえし改善勧告をしてきた「極度に競争的な学校制 度」とそれを補完するシステムと装置が、こうして 子どもたちから安心と共感の人間関係を奪い、自己 に対する自尊感情をもてなくさせてきた主要な要因 であることは明白であろう。現状の生徒指導はこう した子どもたちの負の人間形成と無縁などころでは ないのである。

参考文献

- 1) 筆者稿「新学習指導要領の教育課程像」『八戸工業大学紀 要』第28巻、2009年2月.
- 2) 筆者稿「学習指導要領の改訂と特別活動」『八戸工業大学 異分野融合研究所紀要』第7巻,2,009年2月.
- 3) 筆者稿「書評・折出健二編『特別活動』 (教師教育シリーズ) 12(学文社,2010年)」『八戸工業大学紀要』第29巻、2010年2月.
- 4) 有賀克明・前島康男編『現代の子ども・教育・教師』(創 風社,2006年).
- 5) 平原春好・寺崎昌男編『新版 教育小事典』(学陽書房、 2002年[第2版]、2011年[第3版]).
- 6)田代高章・八重樫一矢「高校生徒指導の現状と課題」『岩 手大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要』第8 号、2009年.